

# かたくい通信

## 第1回口頭弁論/その2

**発行：福井から原発をとめる裁判の会 今回は第6号その1～3まであります！**

■世話人連絡先：松田(090-2037-9322)

■弁護士連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♠ホームページ：http://adieunpp.net

(本通信 PDF 版もアップロードしてあります！)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井原発差止訴訟を支える会

記号：00760-6 番号：108539

(口座名等はこれまでのままです)

♥ご支援をよろしくお願いします！



**新聞スクラップもあります。**

**(海渡雄一弁護士による意見陳述)**

## 裁判所は同じ過ちを繰り返さないで！

- 原発の再稼働における民主主義の役割と司法の責任 -

安部弁護士に続いて、これまで数多く原発裁判を支えてこられた弁護団の海渡雄一弁護士からの意見陳述がありました。これは被告側というよりは、「裁く側」・・・すなわち裁判所に向けたメッセージです。福島事故を踏まえた説得力のある陳述ですし、ある意味では司法に対して命に依拠して欲しいというラフコールでもあるのです。是非全文をお読みください。

### 意見陳述 その1

弁護団 海渡雄一弁護士より

#### 1 原発の再稼働における民主主義の役割

福島原発事故以後の原発裁判を担当される裁判官に一言ご意見を申し上げます。大飯3,4号機は福島原発事故後に原子力規制委員会ではなく、政治家によって再稼働を認められた、日本全国でただ二つだけの原発です。

原発を止めるのに、法的に有効な手段は5つあります。国会、エネルギー行政、規制機関、地方行政、そして裁判所がそれです。

第1に国会で「原発は止めなくてはいけない」

という法律をつくることができます。たとえばドイツは「脱原発」という国全体の方針を政策法で決めました。日本でも、そういう法律を国会で議決することもできます。既にそのような法案が先の衆院選挙前に国会に提案されました。

第2にエネルギー計画で政府が決断することもできます。民主党政権は2030年代という遅きに失する案ではありましたが、原発ゼロを国の方針として目指すこととしました。しかし、政権交替により返り咲いた自民党はこの方針を見直すとしています。

第3に新たに設置された原子力規制委員会が規制を強化することで、運転再開ができなくなる可

能性もあります。この機関が公正に安全性を厳しくチェックして、福島事故を踏まえて見直した安全基準に照らして、「原発が危険である」と判断すれば、設置許可を取り消したり、「運転再開を認めない」という判断をすることができます。大飯3、4号機の活断層問題はまさに規制委員会で審査中です。

第4に地方自治体の権限で原発の再稼働を止めることができます。原発を立地している地方自治体は、電力事業者と原子力安全協定を結んでいます。ほとんどの安全協定には「原発の運転のためには地方自治体の首長の同意がある」とありますから、自治体の首長を動かして「地域の住民を守る首長として、原発は安全性が確認できない。したがって、同意を拒否する」と意思表示させることができます。住民投票条例を地方議会で制定し、住民の意思を直接首長の意見に反映することも可能です。

そして5番目の最後の手段が司法・裁判所による判断です。

## 2 司法はなぜ福島原発事故をなぜ防ぐことができなかったのか

私は1981年から、30年以上に渡って数多くの原発や原子力施設に関する行政訴訟、民事差し止め訴訟、さらには原発の被曝労働者の救済のための手続などに関わってきました。岩波新書『原発訴訟』を2011年11月に刊行し、これまでの経験を踏まえ、過去の原発訴訟についての私の分析はこの本の中にまとめました。この中にはこの福井地方裁判所を舞台に審理されたもんじゅ訴訟も含まれます。

ドイツ連邦行政最高裁判所は、1998年に、70億マルクを投じて完成していたミュルハイム・ケルリヒ原発について「地震のリスク評価をしていない」とする下級審裁判所の判断を是認し、同炉の廃炉が決定しました。ドイツではいくつもの厳しい司法判断が重ねられ、その後の脱原発政策に

大きくつながっていったと私は思っています。ドイツは地震がほとんど起きない国ですが、そのドイツの裁判官が示す慎重さが、地震国である日本の裁判官にもあれば、福島原発事故は防げた可能性があるのです。

1992年の伊方最高裁の判決はチェルノブイリ事故とその後の脱原発運動の盛り上がりを受けて、一定の反省に立って、原発の大事故が取り返しのつかない災害であるという正確な認識を基礎に、万が一にも原発事故を起こしてはならないことを安全規制の目的に位置づけ、高度の安全性確保を求めました。

この判決に従ってはじめて原告勝訴の判決が出された例が、もんじゅ訴訟です。1985年9月に提訴され、2003年1月の名古屋高裁金沢支部での控訴審判決では、はじめて原告の主張が正面から認められ、原子炉設置許可処分が無効を確認する判決が下されました。その間の1995年12月には、もんじゅのナトリウム漏出による火災事故が起っています。勝訴判決の理由は、「安全審査の看過しがたい過誤と欠落」で、安全審査の過程で、次の3点について、違法であることが認められました。軽水炉は水と水の間で熱交換をしますが、高速増殖炉のもんじゅは、ナトリウムと水の間で熱交換をします。そのナトリウムが漏れたときに鋼鉄製のライナー（建屋の床に敷き詰められた鋼鉄の板貼り）と反応して穴が開き、さらにナトリウムとコンクリートが反応して建物が維持できなくなるような大きな火災が起きる、という重大なことを見落としていたのが、ひとつめです。

2つめは、安全審査では、蒸気発生器で伝熱管が破損した場合は「4本しか破断は広がらない」と言っていますが、実際に動燃が1981年に行った実験では、同時に25本が破断する事態が起きていました。しかし動燃はこの実験のデータを隠し、安全審査を担当していた科学技術庁に全く報告していなかったのです。

3つめは、高速増殖炉で最も大きな被害が予想



される事故として、チェルノブイリ原発の事故のような炉心崩壊事故についても厳しいシミュレーション結果が出ていながら、動燃はこの結果も科学技術庁にも隠していたのです。

私の著書にも紹介しておきましたが、耐震設計審査指針の合理性が失われていることを理由に原告勝訴を導いた2006年の金沢地裁の志賀二号炉の原告勝訴判決以外にも、1990年代から2000年代前半にかけて、結論は敗訴でも、裁判官が原発の安全性に疑問を持ち、悩んだ痕跡のある興味深い判決がたくさん残っています。

しかし、2005年のもんじゅ最高裁判決は高裁判決の専権である事実認定さえ書き換え、原告勝訴判決を理解困難な論理によって覆しました。2009年柏崎最高裁判決は安全審査の想定をはるかに超

え、明らかな看過しがたい過誤欠落に該当する中越沖地震による柏崎原発の3000カ所もの同時故障の発生を高裁審理終了後のことがらだとして無視しました。この二つの最高裁判決の誤りが、一線の裁判官を萎縮させ、司法の判断放棄を招いたのだと思います。

### 3 福島原発事故を招き寄せた浜岡原発訴訟静岡地裁判決

最近では浜岡原発についての2007年10月26日静岡地裁判決は中部電力の言い分だけを認めて原告の請求を棄却しました。中部電力は耐震バックチェック報告書を保安院に提出しながら、保安院・原子力安全委員会の安全判断がなされないまま、判決に至りました。新指針に基づく安全性を

（第3種郵便物認可）



記者会見で第1回口頭弁論を振り返る弁護団＝15日午後、福井市の福井弁護士会で

## 大飯原発 差し止め訴訟

# 原告「絶対に勝利を」

## 従来の基準「無効」強調

**大飯差し止め 原告「再稼働は無効」**

福井地裁初弁論 関電側棄却求める

関西電力大飯原発 十五日、福井地裁で開く。原告側は「福島原発事故により、従来の安全基準は無効になった」と主張し、再稼働を求めた。関電側は「福島原発事故は、原告側の主張とは異なる」と主張した。

原告側は「福島原発事故により、従来の安全基準は無効になった」と主張し、再稼働を求めた。関電側は「福島原発事故は、原告側の主張とは異なる」と主張した。

原告側は「福島原発事故により、従来の安全基準は無効になった」と主張し、再稼働を求めた。関電側は「福島原発事故は、原告側の主張とは異なる」と主張した。

福井地裁で十五日に開かれた関西電力大飯原発3、4号機（おおき）の運転差し止め訴訟の第一回口頭弁論。原告側弁護団は「福島原発事故により、従来の安全基準は無効になった」と主張し、再稼働を求めた。関電側は「福島原発事故は、原告側の主張とは異なる」と主張した。

原告側は「福島原発事故により、従来の安全基準は無効になった」と主張し、再稼働を求めた。関電側は「福島原発事故は、原告側の主張とは異なる」と主張した。

原告側は「福島原発事故により、従来の安全基準は無効になった」と主張し、再稼働を求めた。関電側は「福島原発事故は、原告側の主張とは異なる」と主張した。

を迫った明らかなき延ばし」と批判し、早期決着を目指す構えをみせた。一方、全国でこれまで多くの差し止め訴訟が提起され、危険性を指摘しながらも差し止めの判断をほとんど示さなかった裁判所へ注文も、「仮に今後規制委が原発を止められなかったとしても、裁判所が止めるべきだ」と主張した。

いずれも県民福井  
2013年2月16日付け

国が明らかにすることができない状態での判決であり、報道機関も原告優勢を伝えていました。ところが、2007年10月26日に言い渡された静岡地裁判決は、司法の自殺行為と言うべき無惨なものでした。

我々はマグニチュード9クラスの東海地震の発生を警告していました。外部電源の脆弱性と非常用ディーゼル発電機の同時故障と津波による冠水の危険性を明確に指摘していました。検証指示説明では「非常用発電機が停電時に早期に機能しなければ、動力電源がまったく失われてしまい、ポンプも動かず、原子炉の崩壊熱も除去することができなくなって、炉心溶融に至る可能性がある。非常用発電機は、その意味で外部電源喪失時の命綱となる施設であり、そのとき稼動しなければ、重大な事故となってしまう。非常用発電機も機械であるので、故障が生じる可能性は否定できず、それが2台の非常用発電機に共通の原因で起こる可能性も否定できない。このような事態は、想定外の地震動によってもたらされる可能性が高い。非常用ディーゼル発電機が1階に設置されていることから、津波の際の冠水が危惧される。」(2号機 検証指示説明補充書 平成17年9月15日)と指摘していたのです。

しかし、判決は「耐震設計審査指針等の基準を満たしていれば安全上重要な設備が同時に複数故障することはおよそ考えられない」とし、「安全評価の過程においてまで地震発生を共通原因とした故障の仮定をする必要は認められない。」「原告らが主張するようなシュラウドの分離、複数の再循環配管破断の同時発生、複数の主蒸気管の同時破断、停電時非常用ディーゼル発電機の2台同時起動失敗等の複数同時故障を想定する必要はない。」としたのです。さらに、判決は「想定東海地震を超える地震動が発生するリスクは依然として存在する」として原告の主張立証を認めつつ、「しかし、このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなけれ

ばならない」としました。班目原子力安全委員長や溝上恵予知連会長らの証言に基づく判断でしたが、不幸にも福島第1原発事故においてその誤りが実証されました。まさに、福島第1原発事故は司法の機能不全もその一因となって生まれた悲劇であったといえるのです。

#### 4 つねに福島の悲劇を振り返って考える

2011年3月11日震災と原発事故が同時に福島を襲いました。私たちの警告した原発震災の発生でした。福島で起きた原発事故災害はかつてない深刻な災害である。被害者は住居と生業を奪われただけでなく、故郷そのもの奪われ、有機的な地域社会総体が破壊されたままとなっています。

浪江町の沿岸部では倒れた家屋の下や津波の被害者で生きていたかもしれない被災者を現場に残したまま、住民は避難しなければなりません。救助が来ないまま衰弱死した遺体も発見されています(朝日新聞「プロメテウスの罫2」227-235ページ)。居住と労働の場がなくなり、避難先で多くの災害弱者がなくなっています。避難地域での病死や自死などの災害関連死の多発こそが、その災害の過酷さを示しています。

福井地裁においても、裁判所は常に福島の深刻な現実に向き合い、二度とこのような悲劇を、この大飯原発で繰り返さないという決意のもとに審理を進めるべきです。

#### 5 3.11以上の破局的事故が起こりうる

今回の事故で起きたことは間違いなく世界最悪の原発事故です。しかし、これが起こりうる最悪の事故ではなかったということを確認しておく必要があります。制御棒の挿入に失敗し、原子炉の停止ができないというもっと破局的な事故があり得ました。今回はメルトスルーによって格納容器まで核燃料は突き抜けている可能性があります。建屋の床自体を溶融燃料が突き抜け、地下水と接触し水蒸気爆発を起こすという破局も予想されて



いました。

また、4号機の使用済み燃料プールについては、冷却が困難となり1500本以上の使用済み燃料の溶融という、考えるだけでも身の毛がよだつような破局もあり得ました。4号機は15日朝6時頃の大爆発で建屋の壁の大半を失い、残った壁も外に膨らみ、使用済み燃料プールの床も傾いたとされます。国会事故調は、「2、3号機にはさらに悪い状況が起こり得たこと、4号機は使用済み燃料プールの損壊による広域の被害の可能性があったこと、5号機やほかの原子力発電所も少しの状況悪化で暗転していた可能性もあったことから、今回の事故はさらに被害拡大の可能性を含んだ巨事故であることが検証された。」とまとめています（報告書29-30ページ）。まさしくこの通りです。

## 6 新世代の原発訴訟提起

福島原発事故が発生した際に係属していた原子力訴訟は六ヶ所核燃料サイクル施設（再処理工場など）訴訟（青森地裁）、浜岡原発訴訟（東京高裁）、島根原発訴訟（広島高裁松江支部）、大間原発訴訟（函館地裁）、玄海プルサーマル訴訟（佐賀地裁）などでした。

2011年7月16日脱原発弁護団全国連絡会が結成されました。その後短期間の内に、国内のほぼすべての原発に対して訴訟が提起されるという展開となりました。これらの訴訟では地震・津波対策と活断層問題が大きな争点となっています。新たな原子力規制委員会の判断が公正になされるかが司法の判断に委ねられることとなったのです。本訴もこのような流れの中で提起されたものです。

## 7 求められる司法の積極姿勢

最高裁司法研修所は2012年1月に原発訴訟の研究会を開き、その中では福島の事故を受けて討論したとされます。共同通信の配信記事が伝えるところによれば、「原発訴訟について報告書を出し

た7人のうち5人が、これまでの訴訟の在り方について問題を提起したり、安全審査を進める具体的手法について意見を述べた。研究会の関係者は、裁判所が安全性の審査により踏み込む必要性については、ほかの参加者にも異論はなかったとしている。」

「内部資料によると、ある裁判官は「放射能汚染の広がりや安全審査の想定事項など、福島事故を踏まえ、従来の判断枠組みを再検討する必要がある」と提案。安全性の審査・判断を大きく改めるべきだとの考えを示した。国、電力側の提出した証拠の妥当性をこれまで以上に厳しく検討する狙いとみられる。」と報じられています。裁判所は変わりつつあるし、自ら変わる努力を継続しなければなりません。

我々は、国会による立法や原子力規制委員会の場でも原発を止めていくための努力を続けていきます。県や周辺市町村に対する働きかけも強めていきます。しかし、市民の命と安全を守る最後の砦は裁判所です。多くの国民は福島原発事故のような悲劇を繰り返さないため、司法の積極的な姿勢に期待を寄せています。

規制委員会の判断の過程で、少数意見であっても、より安全性に配慮すべきであるという委員会内外の見解が示された場合、たとえば敷地内の断層が活断層であるかどうかについて、委員や委嘱した専門家間で意見が分かれたような場合などについて、裁判所は司法審査に当たって次のように判断すべきです。

裁判所は、このような規制委員会の判断が看過しがたい過誤や欠落がなく、適切になされたかどうかを事後的に審査する際、①必要な情報がすべて提供されていたか、②判断の基準が最新の科学的知見を踏まえた適切かつ合理的なものとなっているかどうかはもちろんのこと、③判断する委員会が公正な人選によって構成されており、独立した判断が可能な環境が保障さ



れているかどうかを検証しなければなりません。

規制委員会が、このような安全側に配慮した見解を少数意見として採用しない場合には、合理的な根拠を示して判断の過程を明らかにすべきです。平成20年6月20日付原子力安全委員会了承の「活断層等に関する安全審査の手引き」においても、「耐震設計上考慮する活断層の認定については、調査結果の精度や信頼性を考慮した安全側の判断を行うこと」などとされていることをふまえ、裁判所は、規制委員会の判断の過程において少数意見に必要な考慮が払われず、合理的に推論の過程をトレースできない場合には、判断過程に瑕疵があるとして、これが看過しがたいものであれば、違法判断をためらうべきではありません。

裁判所は過去において国策に屈して正しい判断ができず、福島原発事故を回避できた機会を失った痛苦な経験を自らの責任として真摯に反省しなければなりません。原告と弁護団も的確な主張と立証のために最大限の努力を傾けます。裁判所におかれては、二度と同じ過ちを繰り返すことなく、積極果敢に訴訟指揮と訴訟進行をされることを強く求め、弁護団の口頭弁論開始に当たっての意見陳述とします。



▼原発訴訟関連ニュースクリップ▼

-2012年12月7日～2013年2月27日-

**12/7 原発準立地の安全協定見直し案修正 関西電力など3事業者提示** 原発準立地の福井県若狭町、小浜市、南越前町、越前町でつくる連絡協議会は7日、関西電力など3事業者から安全協定見直し案の修正案が示されたと発表。異常時連絡に関し「直ちに連絡するものとする」としていた部分を立地自治体と同様に「直ちに連絡しなければならない」と変えるなど、文末の多くを「しなければならない」とした。

**12/11 活断層の評価結果「ショッキング」 敦賀**

**原発で福井県議会常任委** 日本原電敦賀原発2号機(福井県敦賀市)の直下にある断層(破碎帯)は活断層の可能性が高いとの見解を原子力規制委員会の評価会合が示したことを受け、11日開かれた県会厚生常任委員会では委員から「非常にショッキング」などの声が上がった。

**12/12 原発断層調査に地元議会で批判続出 評価の進め方で福井県議会特別委** 福井県議会は12日、原発・防災対策特別委員会を開いた。原子力規制委員会の調査団による原発敷地内の断層(破碎帯)調査や評価の進め方をめぐり、委員からは少数の専門家の知見で結論を導くことなどへの不信感や批判が相次いだ。

**12/18 再稼働意見書可決に傍聴席から大声 強制的に退場、議場一時騒然** 原子力規制委員会の断層調査の在り方に関して福井県議会が18日可決した意見書をめぐっては、傍聴席の男性から「こんなリスクが高い原発を進めてどうするのか」「いい大人が何を考えているのか」「子どもや孫たちにどう説明するのか」との声が上がり、議場が一時騒然となった。

**12/19 大飯原発調査団が破碎帯を視察 追加調査備え、原子力規制委** 原子力規制委員会の関西電力大飯原発現地調査団メンバーが19日、福井県の同原発敷地内で、破碎帯(断層)の調査地点の視察を始めた。年内にも予定されている追加の現地調査に備え、11月2日に現地調査したトレンチ(試掘溝)などの地点を再確認する。

**12/21 大飯原発の断層28日から追加調査 原子力規制委員会の現地調査団** 原子力規制委員会は21日、現地調査後も活断層かどうか結論が出ていない関西電力大飯原発(福井県おおい町)敷地内の断層について、28、29両日に現地調査団が追加調査を決定

**12/25 福井と隣接府県が原子力防災を協議 初会合、3月までに重点区域設定** 原発事故時の防災対策の重点区域が拡大されるのに伴い、14基の原発を抱える福井県と隣接する滋賀、京都、岐阜の4府県が参加する広域協議会の初会合が25日、原子力規制庁で開かれた。来年3月までに地域防災計画を策定するために各府県は重点区域の設定方法の統一を目指すほか、府県境を越えた避難の在り方でも大枠で合意したい考えだ。

**12/29 大飯原発の破碎帯調査長期化か 規制委、**

**南側掘削で判断も** 原子力規制委員会の現地調査団は29日、国内で唯一稼働している関西電力大飯原発敷地内の破碎帯(断層)の追加調査を続け、2日間の日程を終えた。活断層か地滑りかで意見が割れている敷地北側のトレンチ(試掘溝)の地層のずれをさらに調査したが、メンバーの見解は一致しなかった。

## 2013年

**1/4 福井知事、廃炉・新設の戦略明確に 原子力政策で政府へ要望** 西川知事は4日、福井県庁で年頭の記者会見を行った。原子力政策をめぐり、古い原発の廃炉の考え方や新增設などの戦略を明確に示した上でエネルギー政策の方向性を打ち出すべきだと安倍政権に要望。

**1/7 関電、原電「原発安全一層の強化」 電力3トップが福井知事と懇談** 関西電力、日本原電、日本原子力研究開発機構のトップが7日、年頭あいさつのため福井県庁を訪れ、西川知事とそれぞれ懇談した。

**1/8 福井知事が原発ゼロ見直しを要請 経産相に、再稼働方針明確化も** 西川福井県知事は8日、茂木敏充経済産業相と経産省で会談し、前政権が決めた「2030年代の原発ゼロ」を目標とするエネルギー戦略を見直すとともに、再稼働をめぐる国の方針を明確にするよう要請した。

**1/13 敦賀で原発に頼らぬ地域づくり訴え 京都大原子炉実験所の小出助教講演** 京都大原子炉実験所の小出裕章助教は13日、原発3基が立地する敦賀市のきらめきみなと館で講演し、原発に頼らないエネルギー政策や地域づくりの必要性を訴えた。

**1/16 大飯原発断層、結論出ず長期化へ 規制委評価会合で見解割れる** 国内で唯一稼働している関西電力大飯原発(福井県おおい町)敷地内の破碎帯(断層)を昨年末に再調査した原子力規制委員会の現地調査団は16日、活断層かどうかを議論する評価会合を東京都内で開いた。敷地北側で見つかった地層のずれについて調査団メンバー5人のうち2人は活断層に否定的な見方を示し、見解が割れたままで結論は出なかった。

**1/16 少人数議論に県や断層調査団員批判 規制委にいらだち、原発運転影響も** 関西電力大飯原発(福井県おおい町)の敷地内断層が活断層かどうかの結論は、

敷地南側で新たに掘るトレンチ(試掘溝)調査を待つことになり、原子力規制委員会の調査は長期化が確実となった。

**1/21 規制委の再稼働基準満たす範囲は？ 短期間の安全対策難しく不透明** 東京電力福島第1原発で起きたような過酷事故を防ぐための基準骨子案が21日、原子力規制委員会から示された。

**1/22 津波対策先行も原発耐震で見直ししか 基準骨子案、断層対象拡大で** 東京電力福島第1原発事故の教訓を踏まえ原発の新しい安全基準を検討している原子力規制委員会は22日、過酷事故対策に続き地震と津波対策の基準骨子案を提示。

**1/23 廃炉に750億円、ふげん現場公開 原子力機構33年度終了目指す** 日本原子力研究開発機構は23日、廃炉を進めている原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)=福井県敦賀市=で、タービン建屋内での復水器の解体作業を報道陣に公開。廃炉作業にかかる費用は750億円。廃炉作業で出る廃棄物約36万1800トンのうち、これまでに720トンを撤去した。

**1/23 新基準不適合で大飯原発7月停止も 施行合わせ運転継続判断** 原子力規制委員会の田中俊一委員長は23日の記者会見で、国内で唯一運転中の関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)について、7月施行の原発の新しい安全基準に適合しなければ、9月の定期検査入り前でも運転を停止させる方針を示した。

**1/24 ヨウ素剤配布も服用に薬事法の壁 医師の指示必要、国は基準示さず** 原子力規制委員会は24日、甲状腺被ばくを防ぐ安定ヨウ素剤を原発の半径5キロ圏内の家庭に事前配布するほか、5キロ圏外で毎時500マイクロシーベルトの放射線量が測定された場合には、すぐに避難するなどとした原子力災害対策指針の改定案を示した。

**1/29 福井知事と首相、原子力政策で会談 再稼働以来、新幹線早期完成も要望** 福井県の西川知事は29日、首相官邸で安倍晋三首相と会談し、原子力政策について長期的なエネルギーバランスを考え、科学的根拠に立った再稼働の判断や安全対策を要望。

**1/29 廃炉原発「撤去完了まで交付金を」 全原協会長・敦賀市長が国に要請** 全国原子力発電所所在市町村協議会(全原協)会長の河瀬一治敦賀市長(福井県)は



29日、国の電源三法交付金について、廃炉となった原発に対しても施設の解体撤去完了までを交付対象期間とするよう政府、自民党に要請。

**2/6 大飯原発3号で1分間停電 運転員が遮断器に誤接触** 関西電力は6日、運転中の大飯原発3号機(加圧水型軽水炉、出力118万キロワット)で、原子炉の安全設備の制御にかかわる非常用直流電源2系統のうち1系統が停電し、保安規定で定める「運転上の制限」を一時的に逸脱したと発表した。運転上の制限の逸脱は昨年7月の大飯3、4号機の再稼働後で初めて。

**2/7 原発緊急区域30キロ圏に福井慎重 原子力防災で隣接府県が部会設置へ** 原子力防災対策の重点区域が拡大されるのに伴い福井県と隣接する滋賀、京都、岐阜の4府県でつくる広域協議会の2回目の会合が7日、原子力規制庁で開かれた。府県境を越える広域避難について年度内にも作業部会を設置し、検討・調整していくことで一致した。緊急防護措置区域(UPZ)を原発から30キロ圏にする規制庁の提案には、福井県は慎重な姿勢を崩さず。

**2/14 原発施設修繕工事で違法派遣疑い 福井県警、組幹部らを逮捕** 違法に労働者を派遣したとして福井県警組織犯罪対策課と敦賀、福井南、小浜署の合同捜査本部は14日、労働者派遣法違反の疑いで、指定暴力団山口組系正木組若頭のH容疑者(57)=美浜町木野=と建設会社「三友工業」役員のT容疑者(53)=敦賀市鑄物師町、同社社員N容疑者(48)=同市松島=の3人を再逮捕した。

**2/15 原発差し止め訴訟、口頭弁論始まる** 大飯再稼働めぐり福井地裁で 安全性が保証されないまま関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)を再稼働させたとして、福井県などの住民154人が関電に運転差し止めを求めた訴訟の第1回口頭弁論が15日、福井地裁であった。

**2/15 防災計画未策定で原発訓練見送りへ 福井県、国の指針反映に時間** 福井県が毎年実施してきた原子力防災総合訓練が、本年度は行われない可能性が高くなった。東京電力福島第1原発事故の教訓を踏まえた国の原子力災害対策指針や住民の避難基準がまとまったばかりで、指針を反映した県や関係市町の地域防災計画がまだ作られていないことなどが要因。

**2/18 大飯原発破碎帯調査完了は7月予定 関西**

**電力が計画公表、県などに報告** 関西電力は18日、大飯原発(福井県おおい町)の敷地内を通る「F-6 破碎帯(断層)」の調査をめぐり、活動性の有無などを再確認するため新たに掘削する試掘溝(トレンチ)の位置や大きさ、工程を公表した。7月中旬に調査を完了する予定。

**2/22 「特別交付税配慮を」福井知事 総務相に要望、原発停止で経済悪化** 特別交付税の3月配分を前に福井県の西川知事は22日、新藤義孝総務相と面談し、原発の長期停止による地域経済の悪化を受けた対策費などに配慮した配分を要望。

**2/25 関電、原電が原発防災道路整備負担 経営厳しくも県予算案に協力** 福井県は25日発表した2013年度当初予算案で、原子力防災道路の整備費として前年度比6割増の47億8500万円を盛った。国の特別交付金30億円を活用する一方、17億8500万円は県内に原発を持つ関西電力と日本原電が負担。

**2/27 年度内に原発5キロ圏避難計画策定 福井知事が方針、広域も近く調整へ** 福井県の西川知事は27日、原発事故を想定した原発から5キロ圏内の住民避難計画を年度内に策定する考えを示した。これまで検討してこなかった県外避難についても、関係する県と近く調整を始めるとした。

◆編集中記◆口頭弁論後の交流会の中で、今大地さん、そして弁護士さんから下記の書籍が紹介されました・・・

- ★『multidown ドキュメント福島第一原発事故』(講談社文庫) 大鹿靖明著
- ★『原発訴訟』(岩波新書) 海渡雄一著
- ★『検証 福島原発事故 官邸の100時間』(岩波書店) 木村英昭著
- ★『脱原発を実現する-政治と司法を変える意志-』(明石書店) 福島瑞穂・海渡雄一著

もひとつ編集子より

- ★『この国は原発事故から何を学んだのか』(幻冬舎ルネッサンス新書) 小出裕章著